

新潟市農業委員会

〒950-0195 管理係 TEL:025-382-4964
新潟市江南区泉町3-4-5 農政振興係 TEL:025-382-4966
江南区役所3階 農地係 TEL:025-382-4974

各区事務所

北区事務所 北区東栄町1-1-14 TEL:025-387-1575
中央事務所 江南区泉町3-4-5 TEL:025-382-4964
秋葉区事務所 秋葉区程島2009 TEL:0250-25-5525
南区事務所 南区白根1235 TEL:025-372-6791
西区事務所 西区寺尾東3-14-41 TEL:025-264-7811
西蒲区事務所 西蒲区巻甲2690-1 TEL:0256-72-8631

令和8年2月24日より岩室出張所(西蒲区西中860)に移転
移転による電話番号の変更はありません

新潟市 農業委員会だより



地域で頑張る農業人

【北区葛塚地区 宮澤 拓さん】

令和7年2月に就農したばかりのいちご農家さんです。

詳しい紹介は最終ページをご覧ください。

目次

- ◆視察研修報告 ◆委員が表彰されました 2、3
- ◆相続による農地取得は届出を ◆納税猶予の特例について 4
- ◆相続土地国庫帰属制度について 5
- ◆経営主が変わったら変更を
- ◆農地転用には許可が必要 6
- ◆農業者年金、全国農業新聞について
- ◆農地貸借・売買の今後の日程 (3～6月) 7
- ◆地域で頑張る農業人紹介 8

視察研修報告

【農業委員役員会】

10月14日～15日に、宮城県の農業・園芸総合研究所および仙台市農業委員会を視察しました。

農業・園芸総合研究所では、病害虫の特性を利用した防除に関する試験研究の概要を講義いただき、実際に研究施設のあるほ場を見学させていただきました。

仙台市農業委員会では、本市の各地区部会と同様にブロック単位での活動を行っていることから、その運用方法や課題などについて意見交換を行いました。また中山間地域が多く、本市とは異なる地理的条件においてほ場整備を進める難しさについて、生の声を聞くことができました。今後の活動に活かすことのできる、大変有意義な研修となりました。



仙台市農業委員会との意見交換

【北区部会】



カゴメファクトリーにて集合写真

11月12日～13日に、長野県北安曇野郡松川村のJA大北のバイオ炭生産プラントおよび同県諏訪郡富士見町のカゴメファクトリーを視察しました。

JA大北では、代表理事専務理事をはじめ職員から丁寧にご対応いただきました。バイオ炭の試験研究が進められている中、施用時の課題やコストなど、最新の状況に触れることができました。

カゴメファクトリーでは、タブレットを使って食育の視点を加えた体験型工場見学を行っており、その洗練された手法や商品に対する自社の思いの伝え方など、非常に参考になりました。

【中央地区部会】

11月11日～12日に、埼玉県の本庄市農業委員会および深谷市のJA花園農産物直売所、大規模開発地域を視察しました。

本庄市農業委員会では、主に農地中間管理事業、農地中間管理機構関連農地整備事業に関して意見交換を行いました。

農地中間管理事業については運用面の違い、それぞれに苦心している点を確認したほか、ほ場整備については本市とは異なり畑が中心の整備であることなど、貴重な事例について情報を得ることができました。

また、深谷市では、大規模な開発が行われており、本市中央地区でも都市計画の見直しによる開発の予定が複数あることから、先進事例として視察を行いました。



本庄市農業委員会との意見交換

【秋葉区部会】

11月12日～13日に、上越市の農研機構上越研究拠点および長野県大町市の（有）ライスファーム野口を視察しました。

農研機構上越研究拠点では、「品種」に「のきらめき」等の水稻育種品種と栽培のポイントを中心に、高温耐性品種開発の方向性などについて講義いただいたほか、研究成果のパネルや実物の展示を見学しました。

地球温暖化に対応するため、「コシヒカリ」と同じ収穫期で収量性が高く、高温にも強い極良食味品種「にじのきらめき」を育成し、更に暑さに負けない品種に改良していくことなどを伺い、今後の営農に参考となる有意義な研修となりました。



農研機構上越研究拠点での講義

【南区部会】



石井製作所にて

11月18日～19日に、山形県酒田市の（株）石井製作所および三川町の農業法人（株）まいすたあを視察しました。

石井製作所では、主に稲作用の各種農業用機械を自社工場で製造しており、製品や製造工程等について学びました。

創業百年の歴史がある会社で、農家とともに常に農業を考え、その時代と状況に見合った長く安心して使える製品づくりに、日々努力している姿勢が感じられました。

また、まいすたあでは、自社のほか、国内の稲作農業に関する話題もあり、質疑等を含め、予定時間を大幅に超える有意義な研修になりました。

【西蒲区部会】

11月10日～11日に、東京都中央卸売市場豊洲市場青果棟およびJA全農いばらき農産物直売所を視察しました。

豊洲市場は外気や塵、ほこり等から青果物を守る閉鎖型の施設であり、一定の温度管理と自動立体低温倉庫など最新の設備により、青果物の鮮度と品質を保持しています。

関東圏に限らず全国各地から青果物が集まり、西蒲区のブランド「越王おけさ柿」も取引されていました。

近年の気候変動により、野菜や果物の値段の高値傾向が続き、生産者の高齢化も進む状況において、各地の産物をどのように販路につなげていくかが課題とのことでした。

委員からは積極的な質問等があり、有意義な研修となりました。



豊洲市場青果棟内の見学

表彰されました

11月5日に開催された新潟県農業委員会大会で、永年勤続委員に対する表彰がありました。

本市農業委員会からは、20年以上の部で2名、15年以上の部で12名、継続3期の部で38名、計52名が表彰を受けました。

皆さま長きにわたり貢献いただきました。おめでとうございます。



相続等によって農地を取得したら届出を！

農地法の許可を受けずに以下の理由で農地の権利を取得した場合には、農地のある市町村の農業委員会事務局へ届出が必要になります。

- 相続（遺産分割・包括遺贈を含む）
- 法人の合併・分割
- 時効 など



また、相続登記の申請義務化が令和6年4月1日から始まっています。

取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をすることが義務付けられています。

“相続登記がされていない”などの理由から、所有者不明土地が増加しています。手続きはお忘れなく。

お問合せ先：各区事務所まで

納税猶予の特例について

農業を営んでいた個人から相続または遺贈により農地等を取得し、農業を継続する場合は、一定の要件のもとに相続税の納税が猶予されます。

これは、税負担を軽減することで、農地の細分化防止と農業経営の維持を図ることを目的としています。

納税猶予を受けるためには、農業委員会に「納税猶予に関する適格者証明願」を提出し、農業委員会が証明したものを添付して、税務署へ申告する必要があります。

なお、**税務署への申告期限は相続開始後10カ月以内**です。農業委員会が発行する証明の交付まで1カ月程度かかりますので、早めにご相談いただき、余裕をもって手続きしてください。

また、被相続人および相続人の適用要件や対象となる農地の要件がありますので、詳細は下記までお問い合わせください。



申告手続きについて：下記税務署まで

税務署	管轄地域	連絡先
新潟税務署	北区、東区、中央区、 江南区、南区、西区	025-229-2151
新潟税務署	秋葉区	0250-22-2151
巻税務署	西蒲区	0256-72-2355

相続土地国庫帰属制度について

相続土地国庫帰属制度とは、相続等した土地を、利用しないなどの理由により手放す制度です。土地利用ニーズの低下等により、土地を相続したものの、手放したいと考える方が増加しており、望まずに土地を取得した所有者の負担感の増加が、管理不全を招いています。本制度は、所有者不明土地の発生を防ぐため、相続や遺贈により土地所有権を取得した方が、土地を手放して国庫に帰属させることを可能とするものです。

<国庫帰属までの流れ>



1. 事前相談

予約制により、対面または電話による相談を受け付けています。まずは所在する土地を管轄する法務局（本局）へ相談の予約をお取りください。

2. 申請書の作成・提出

審査手数料分の収入印紙を貼り付けた申請書を作成し、所在する土地を管轄する法務局の本局窓口へ提出します。（提出前に法務局へ電話連絡してください。）



3. 要件審査

法務局において、提出された書面を審査後、申請された土地に出向いて実地調査を行います。（同行をお願いする場合があります。）

4. 承認・負担金の納付

審査結果を踏まえて、帰属の承認・不承認を決定し、結果を申請者に通知します。承認された場合は、期限内に負担金を納付してください。

5. 国庫帰属

申請者が負担金を納付した時点で、土地の所有権が国に移転します。所有権移転登記は国において実施します。国庫に帰属された土地は、国が管理・処分します。



詳しい手続きや問い合わせについては
新潟地方法務局（本局）まで
☎025-222-1561（自動音声による案内です）

経営主が変わったら変更手続きを！

農地台帳上の農業経営主が変わったときは、「農地基本台帳経営状況等変更届出書」を提出してください。

お持ちの農機具の買い替えや、廃車した場合も同様に届出が必要です。

届出がない場合、さまざまな証明書を発行できない場合がありますので、ご注意ください。



お問合せ先：各区事務所まで

農地を農地以外にするときは農地法の手続きを！

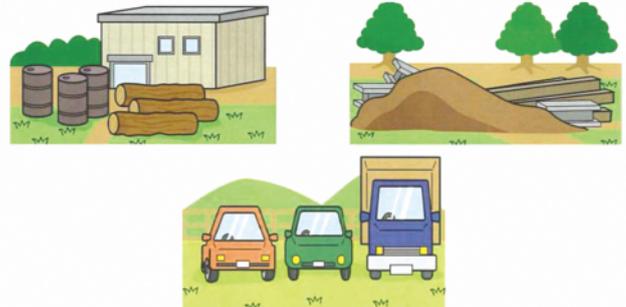
農地を農地以外の用途に変更することを、「農地転用」といいます。

農地を以下の用途等に変更する場合は、農地法に基づく許可を受ける必要があります。

一時的に利用する場合も同様です。

(市街化区域内の農地転用の場合は、許可は不要ですが、届出が必要です。)

- ◎ 住宅を建てる
- ◎ 資材や建設残土の置き場にする
- ◎ 農業用施設を建てる
- ◎ 露天駐車場にする
- ◎ 太陽光発電施設を設置する



転用の許可方法は2種類あります。

- ① 農地の所有者等がその農地を転用する場合・・・・・・・・・・農地法第4条
- ② 農地の所有者から農地を買う、または借りて転用する場合・・・・農地法第5条

無断転用及び許可内容と相違する場合は、農地法に違反することとなり、場合によっては3年以下の懲役や300万円以下(法人は1億円以上)の罰金の適用もあります。

一度転用すると農地に戻すことが困難。転用は慎重に！

お問合せ先：各区事務所まで

注意

畦畔を除去するときは関係権利者間で合意してからにしましょう

所有者が異なる隣接した農地の畦畔を、関係権利者の同意を得ずに除去し、後々トラブルに発展している事例が見受けられます。

畦畔を除去するときには、事前に関係権利者間で話し合いをし、合意のうえで行ってください。

農業者年金の受給請求について

農業者年金の受給請求時期は、年金の種類によって変わってきますので、確認しておきましょう。

生年月日	制度	年金区分	受給請求時期
S32.4.1 以前	旧	老齢年金	65歳到達日後
	新 ^{※1}	老齢年金	原則65歳到達日後
		特例付加年金 ^{※2}	原則65歳到達日後
S32.4.2 以降	旧	老齢年金	65歳到達日後
	新 ^{※1}	老齢年金	60~75歳までで希望するとき
		特例付加年金 ^{※2}	60歳以降 ただし、65歳未満で繰り上げ請求する場合は、 新制度の老齢年金も請求すること。

※1：H14.1月以降の制度です。 ※2：経営継承することが前提です。

農業者年金の詳細情報は HP へ <http://www.nounen.go.jp>



全国農業新聞を購読しませんか？

- ★農家の経営と暮らしに役立つ情報誌
- ★毎週金曜日発行
- ★購読料1カ月 700円
- ★どこでも読める電子版も配信中

購読の申込み先

お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員、
 農業委員会事務局各区事務所まで



農地の貸借・売買等は農業委員会で（3～6月各種日程）

◆農地法に基づく申請・届出

月	申請 締切日	届出 締切日									
3月	5日	5日	4月	7日	6日	5月	7日	8日	6月	8日	4日
		16日			15日			18日			15日
		26日			23日			26日			24日

◆農地中間管理事業による貸借の申出

総会	申出 締切日	県の 公告日									
3月	2月25日	5月29日	4月	3月25日	6月30日	5月	4月24日	7月31日	6月	5月25日	8月28日

※ 田の貸借受付については、年8回（8、9、10、11、12、1、2、3月）となります。

＊地域で頑張る農業人を紹介＊

宮澤 拓さん (37)

【現在の経営状況】

●夏秋いちご 10a

●越後姫 5a

※ハウス1棟でエリアを分けて栽培

主にJ A経由で市場出荷

今後、販売会社を通じてケーキ屋へも出荷予定

【構成】

基本的に一人で作業

(作業が多い時期は家族も動員)

【きっかけ】

20代の時に飲食業に携わっており、食事を提供する中で、お客様が新潟の食材を喜んで食べるシーンを多く見てきました。そういった経験を重ねるうちに、自分も生産に携わりたいと思うようになり、農業を始める決意をしました。

親族に農家がいるわけではなく新参者でしたが、地域的に周りに農家の方がたくさんいたので、農業は身近に感じており、家族も応援してくれました。

【いちごを選んだ理由】

福島県で研修として5年間勤務していた所で、いちごの栽培を行っていたので、同じ流れでベースを作りたいと思い、いちごを選びました。



【日々のこと】

農業をスタートするうえで北区役所へ相談したところ、空きハウスがあるという情報をいただきました。ある程度規模を必要としていたので、助かりました。ただ、しばらく空いていたハウスということもあり、片付けや修繕が必要で、作業をしようにも道具が足りないなど苦労しました。

これまでは、用意された環境で栽培していたのですが、ゼロから自分で始めるというのは想像以上に大変でした。ハウス内の環境管理も非常に難しく、試行錯誤していますが、自分のイメージ通りに変化するととてもうれしくなります。

また、自分のやったことが植物の姿や収穫物、売上に直接現れてくるとやりがいを感じます。先に独立したいいちご農家の先輩にいろいろと教わりながら、日々技術を磨いています。

【今後の目標】

まずは自分で1棟、年間を通して安定して栽培していけるようになったら、規模拡大をしていきたいと考えています。あまり大きなことは言えませんが、身近な人の働く場所を用意できるところまでは頑張りたいと思います。

【メッセージ】

県外で生活をしてみて、これまで当たり前に食べていた食材のレベルの高さに気が付きました。先輩農業者のみなさんに追いつくのは大変かと思いますが、一歩ずつしっかり栽培をしていきます。



撮影時は可愛い花が咲いていましたが、今は最盛期！！